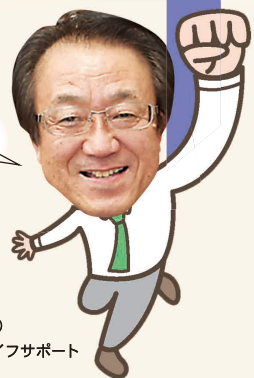


今月も
つぶやき
ます!つぶやき
がんちゃん

齋藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

年金制度が改正 Part.3

今月の
テーマ

先月号は“寄り道”したため、今月は「年金制度改正Part.3」として改正部分の本題に入ることとする。その前に、「新型コロナウイルス」に感染した場合の民間医療保険の取扱いが変更になった部分があったので、少し触れておこうと思う。

これまでは「新型コロナウイルス」に感染した場合、自宅療養の場合でも入院に準じて支払い対象となっていた。しかし、予想通りとは言え、9月25日をもって一部の対象者を除き、支払い対象から外されてしまった。梯子を外されてしまった感否めないが、ピーク時には一日26万人を超えたこともあり、致し方ないのかもしれない。9月26日以降は「65歳以上の人」「入院を要する人」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と医師が判断する人」「妊婦」のいずれかに該当する人などに限るとし、原則“診断年月日から7日間を入院したもの”とみなす、と改められた。何れにしても、今後は加入する保険会社のホームページなどを確

認していただきたい。

さて、本題の年金制度改正に戻るが、今月は「在職老齢年金」について解説しよう。そもそも「在職老齢年金」とは、“60歳以降も在職しながら受給する老齢厚生年金”を在職労働厚生年金としている。はい、皆さん分かりましたね!と言われても、何か漠然としていて、“分かったような、分からないような”と思われる方もいるに違いない。年金制度を解説するにあたっては、専門用語も多く、ストレートな説明だけでは理解できないことも多い。年金定期便に関しても、必要な項目とそれぞれの金額自体がどういう内容、どのような根拠を持つのかを理解できている人は少ない。説明されている用語自体の理解から始めないと、“制度そのものの理解”というゴールにはなかなか辿り着かない。制度自体も、何となく変遷してきたことも分かりにくくしている点だ。誰もが加入しているものであり、老後生活の根幹を成すものだけに避けては通れない。面倒くさがらずと一緒に考えていこう。

「在職老齢年金」とは

厚生省のホームページには、「60歳以降に在職(厚生年金保険に加入)しながら受ける老齢厚生年金を在職老齢年金」といい、賃金と年金額に依りて年金額の一部または全部が支給停止される場合がある」と記載されている。ここで言う「在職」とは、会社などに勤務し厚生年金保険に加入している人のことであり、個人事業主や勤務時間が一定時間に満たない者は、「在職」には当たらない。そして「在職老齢年金」とは、60歳以降も会社員などで働き、給料をもらいながら受取る厚生年金のことであり、この厚生年金と給料を合わせた合計額が一定以上になると、厚生年金が減額されるというものだ。ここで言う厚生年金の受給額には、国民年金(基礎年金)は含まれておらず、減額対象になるのは厚生年金だけで、国民年金(基礎年金)は満額支給される。問題は、個々人のケースにおいて60歳以降の給料(総報酬月額)と、年金(基本月額)の合計がいくらで、「厚生年金が減額になるのか」「減額されるとすれば、その金額は幾らなのか」をまずは知らなければならぬ。何はともあれ、この度の改正は60歳以降の働き方に大きな影響をもたらすものだけに、しっかりと確認していきたいものだ。

「在職老齢年金」改正前と改正後

「改正前の制度を今更説明されるところで...」と思われるかもしれないが、改正前の制度で年金

保険と暮らしの相談センター

“ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えています。現在ご加入中の火災保険でしっかり対応できますか?ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社
total life support 募集代理店 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 営業時間 / 9:30~18:00
(土・日・祝日は9:30~17:00)

● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL http://tis-akita.co.jp

詳細はホームページでも
ご覧いただけます。

が減額されていた方も少なからず、ただ、何がどう変わったかを知ることは重要だ。ましてや今後の働き方を考える上では避けては通れない問題なのである。改正点を端的に言えば、「年金月額」と「総報酬月額」を合計した金額が28万円(改正前)を超えるか、47万円(改正後)を超えるかの違いで、これまで支給停止となっていた方の多くが、減額の影響を受けないうことになる。

【改正前】年金月額と総報酬月額の合計が28万円を超えた場合、超えた部分の2分の1が支給停止

【改正後】年金月額と総報酬月額の合計が47万円を超えた場合、超えた部分の2分の1が支給停止

その違いを文章だけで説明すると、ややこしくなるので、具体例を挙げてシミュレーションをしてみよう。

【改正前】年金月額:10万円
総報酬月額:
標準報酬月額20万円+標準賞与額(60万円÷12)=25万円
10万円(年金月額)+25万円(総報酬月額)=35万円となり
28万円を超えたので、(10万円+25万円)-28万円=7万円
7万円×1/2=3.5万円が支給停止

【改正後】(年金月額と総報酬月額の合計が47万円を超えた場合、その1/2が支給停止)
年金月額:10万円
総報酬月額相当額:
標準報酬月額20万円+標準賞与額(60万円÷12)=25万円
10万円+25万円=35万円となり、47万円以下なので
支給停止なし

勿論、改正後であっても「年金月額」と「総報酬月額」を合計した金額が47万円を超えた場合は減額(支給停止)となってしまいます。しかし、47万円を超える人がどれ

くらいだろうか?「むしろ、超えたもんだ」という人の方が多いかもしれない。さて、皆さん長く解りましたね。と云っても、どれだけの方が理解できたのだろうか?「分かったような、分からないような」という方が大半なのでは?。というのも、これまでの説明の中には普段は使わない用語が出てくる。その用語の意味が分からなければ理解はできないし、説明を続けていくと、そこにまた別の用語が次から次へと出てくるという具合で、だんだん訳が分からなくなってしまうのだ。生活知恵袋の解説はここからが真骨頂で、順番に出てくる用語を紐解いていくことにする。

「在職老齢年金」を説明する上で、先ず出てくるのが受給する年金の「基本月額」だ。そこで、「基本月額」とは「加給年金額を除いた老齢厚生年金の月額である。ここに出てくる加給年金って何か?」

【加給年金とは】厚生年金の被保険者が65歳に到達した時点で、被保険者が扶養する子供や配偶者がいる場合に支給される年金のこと。年金における「家族手当」と呼ばれており、配偶者に加給年金として加算される金額(令和4年4月から)は38万8900円が通常の老齢厚生年金にプラスして支給されるものだ。そして、次に出てくるのは「総報酬月額」だ。

【総報酬月額とは】その月の標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12ヶ月

平たく言うと、ほぼ1年間の収入

を12か月で割ったものと言える。またまた「標準報酬月額」「標準賞与額」と新しい用語が出てきたので、解説しよう。

【標準報酬月額】標準賞与額とは「標準報酬月額」は、会社が毎月支払う従業員の給料から、厚生年金保険料や健康保険料の金額を決定する際に利用するもので、月々の給料を1〜50の等級(厚生年金は1〜32)に分けて表すもの。つまり、社会保険料は毎月の給料額をもとに保険料を算出するのではなく、複数月の平均から算出された「標準報酬月額」によって簡便化されているという具合だ。具体例を挙げれば、19万5000円、21万0000円の給料の方は、17(14)等級、20万0000円として計算される。一方、標準賞与額は、ボーナス、期末手当、年末手当、夏(冬)季手当などの年3回以下の回数で支給されるもので、税引き前の賞与の額から千円未満の端数を切り捨てたもので(34万5600円の場合は↓34万5000円)である。説明している本人でもややこしいと思うし、用語の意味が分かってこそ理解に繋がるといふものだ。頭の中がこんがらがりそうだが、一旦戻った上で順番に見ていただければお判りいただけるのではないだろうか?。

■ 在職中の厚生年金保険料

60歳以降も在職中であれば厚生年金保険料を支払うことになる。国民年金は20歳〜60歳までだが、厚生年金の場合は在職であっても70歳までが被保険者期間となり、そこまでは保険料も労使折半で納めることとなる。当然に収めた保険料はその後に受給する厚生年金に上乗せになる。しかし、60歳以降に収めた部分が年金額に反映されるのは65歳からで、65歳以降に収めた部分は70歳まで待たなければならなかったが、この度の改正で見直しとなった。

【在職時改定制度の導入】

今までは、年金額が見直されるのは①65歳からの「老齢厚生年金」が支給される時、②70歳(厚生年金の被保険者期間終了)の時、そして③退職時の3つのケースだけだったが、今年4月からは在職時改定の制度が導入されて、年金額が毎年1回の定時に改訂されることになった。改定の時期は、9月1日の時点で厚生年金の被保険者である場合は、10月分の年金から改定となる。これにより、前年9月から当年8月までの1年間の加入実績(収めた保険料)に応じて年金額が増えることになったのだ。65歳以降、年金をもらいながら働く高齢者にとって、「年金月額」と「総報酬月額」の合計が47万円を超えない限り、年金受給額は毎年増えていくことになる。むしろ当たり前とも言えるのだが、うれしい制度改定と言える。年金受給年齢が65歳となり、人生100年時代とも言われる中、働き方を含めた老後の生活設計は必須と言える。

■ 来月号は

年金の繰上げ・繰下げについて考えてみよう。